

白岡市試験的高齢者移送支援事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、白岡市試験的高齢者移送支援事業業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

(1) 業務名 白岡市試験的高齢者移送支援事業業務委託

(2) 業務目的

駅・バス停から離れた地域に居住する高齢者（いわゆる交通弱者）を対象に、日常生活における買い物を支援する移送支援事業を行うことにより、対象地域の移送支援事業に対するニーズ、実施コスト、課題等を把握し、地域のささえあいによる移送支援の検討・構築を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「白岡市試験的高齢者移送支援事業業務委託特記仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

(5) 業務委託場所

白岡市内

(6) 提案上限額

総額 1,895,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ 上述の金額は、契約金額の上限を示すものであり、当市が上記金額で契約締結することを約束するものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 本事業の趣旨に賛同し、白岡市試験的高齢者移送支援事業業務委託特記仕様書に基づく業務の履行が可能であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申

立てがなされた法人（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である法人でないこと。

- (4) 法人及び法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- (5) 国税、県税、市税及び社会保険料に滞納がないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 事業者選定スケジュール（都合により変更する場合がある。）

内 容	日 程
市ホームページでの実施要領等の配布・公募開始	4月30日（木）
質問書受付期間	4月30日（木）から 5月15日（金）午後3時まで
質問回答	5月19日（火）
参加表明書の提出期限	5月19日（火）から 5月22日（金）午後3時まで
参加資格確認結果の通知	5月29日（金）
企画提案書類の提出期限	6月8日（月）午後3時まで
選定結果の通知予定日	6月22日（月）
契約予定日	6月下旬
契約履行日	7月 1日（水）

5 本プロポーザルに関する質問及び回答

- (1) 受付期限 5月15日（金）【午後3時必着】
- (2) 提出方法

関係書類に関する質問がある場合、質問書（様式1）を電子メールにて送信すること。送信後、速やかに担当課あてに電話連絡すること。

質問内容については、簡潔に整理して記載すること。

なお、口頭による質問には応じないものとする。

- (3) 回答方法

質問の回答は、期限内に提出された全ての質問を取りまとめて、質問者匿名で5月19日（火）までに市の公式ホームページ上で公表する。

また、回答内容は、本要領及び仕様書の追加・修正として取り扱うものとする。

6 参加表明書類の提出

(1) 参加表明書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、提出期限までに提出書類を作成し、提出すること。

ア 提出期限 5月22日（金）【午後3時必着】

イ 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2）

(イ) 会社概要表（様式3）及び組織図（任意様式）

(ウ) 業務実績表（様式4）

(エ) 誓約書（様式5）

ウ 提出方法 電子データをメールにて提出すること。

(2) 参加資格確認結果の通知

提出された参加表明書の審査を行い、参加資格を認めた者を企画提案資格者とし、プロポーザル参加資格決定の通知をする。

なお、参加資格を有しないと判断した者に対しては、その旨の理由を付して通知する。

ア 通知予定日 5月29日（金）

イ 通知方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

7 企画提案書類の提出期限

企画提案資格者は、提出期限までに提出書類を作成し、提出すること。

(1) 提出期限 6月8日（月）【午後3時必着】

※ 期限までに提出がない場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式6）

イ 業務執行体制表（様式7）

ウ 企画提案書（任意様式）

エ 見積書（任意様式）

(3) 提出方法 電子データをメールにて提出すること。

(4) 提出にあたっての留意事項

ア 共通事項

企画提案書類を提出した後での提案内容の追加、修正及び再提出は認めないものとする。

イ 企画提案書について

企画提案書には、仕様書及び本実施要領「8(3) 評価項目」に掲げる内容を踏まえ、具体的に記載すること。

ウ 見積書について

(ア) 見積金額には、事業者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の110に相当する金額（消費税及び地方消費税を含む額）及び100分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない額）の両方を記載すること。

(イ) 見積書は、本業務に係る全体の経費とし、年度ごとの積算の根拠等の内訳書も合わせて提出すること。

8 審査及び選定方法等

企画提案書を基に「白岡市試験的高齢者移送支援事業業務」に係る業務委託業者選定評価者による書類審査により、契約予定業者を選定する。

(1) 評価者

- ア 健康福祉部長
- イ 健康福祉部高齢介護課長
- ウ 健康福祉部保険年金課長
- エ 健康福祉部健康増進課長
- オ 生活経済部地域振興課長

(2) 審査の方法

- ア 業者からの提案は提出文書によるものとし、評価者はその提出文書から、以下の評価項目により評価する。
- イ 各評価者の持点は同一点（100点）とし、各業者に対する各評価者が配点した合計を、その業者の評価点とする。
- ウ 各業者の評価点を集計し、最も点数の高い者を契約予定業者とする。
- エ 最低基準点を60点とし、各評価者の採点の合計の平均が最低基準に満たなかった場合は、当該業者を選定の対象としない。
- オ 提案業者が一者の場合であっても、最低基準点を満たす場合は、当該提案業者を契約予定業者とする。
- カ 合計得点が同点となった場合は、評価者が順位を「1位」にした数が多い提案業者を選定する。その際に、「1位」にした数でも同数の場合は、「経費見積額」が最も低い提案業者を選定する。

(3) 評価項目（合計100点）

評価項目	審査内容	点数
企画提案内容	1 本事業に対する考え方	5点
	2 本事業の課題の把握	5点
	3 本事業への提案内容	5点
連携・連絡体制	1 市との連携・連絡体制	10点
	2 業務責任者、業務従事者等職員間の連携・連絡体制	10点
安全対策・危機管理体制	1 安全対策・危機管理の適正性	10点
見積額	1 見積金額の適正性	15点
業務実績	1 移送支援事業の実績	10点
職員体制	1 スタッフの状況	10点
総合評価	1 業務委託業者としての適格性	10点
	2 企画提案全般に対する印象	10点

9 審査結果

- (1) 審査の結果は、6月22日（月）までに、審査を受けた応募事業者に郵送で通知するとともに、市公式ホームページで公表する（予定）。
公表内容は、応募事業者名及び総合評価点とする。
なお、事業者名の公表は受託候補者のみとし、次順位以下は匿名とする。
- (2) 評価経過や審査結果については、電話及びメール等による問い合わせには応じない。
また、選定結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

10 受託候補者決定から事業開始まで

- (1) 受託候補者は、本市との間で契約に向けた詳細な協議を行い、協議にて確定した仕様に基づき、契約に必要な見積書を提出するものとする。
徴収した見積書が予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。
- (2) 契約予定事業者は、契約の締結に先立ち、白岡市契約規則（平成28年白岡市規則第22号）第27条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第28条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (3) 協議が整わず受託候補者が辞退した場合又は参加資格要件を満たしていないこと

が判明した場合は、順位が上位にあった者から次の受託候補者とし、協議を行う。

- (4) 受託者は、契約期間の始期から円滑に業務を開始できるよう、必要な準備行為を行うこと。

11 失格事由

参加申込をした事業者が、必要書類の提出日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (3) 採否の働きかけを行う目的で、参加申込者又はその関係者が直接、あるいは間接に本市職員等と接触をもった場合など、審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、不正な行為があった場合

12 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 選考されなかったことによる損害等について、市は責任を負わないものとする。
- (3) 市は、契約予定業者に選定された応募事業者において、この実施要領に記載する事項について、重大な違背行為があったと認めるときは、決定について取り消すことができる。

また、決定を取り消した場合は、次点の応募事業者を繰り上げて決定することができる。

- (4) 提案した内容は、その実現について承諾したものとみなす。
- (5) 応募事業者から本実施要領に基づき提出された提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、契約の締結に至った受託者の作成した提案書等の著作権は、市も共有するものとする。

なお、採用・不採用に関わらず、市が本プロポーザルの報告、公表のために必要な場合は、当該作成者に承諾を求めた上、提案書等の内容の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

- (6) 提案書類はその理由如何に関わらず一切返却しない。なお、提出された書類は、本プロポーザル選考以外の用途に使用しない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、白岡市情報公開条例（平成7年9月白岡市条例第20号）の規定に基づき、提案書等を公開することがある。
- (8) 参加表明書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、市に連絡の上、速やかに参加辞退届（様式8）を提出すること。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

13 その他

市は実施要領等に定めるものの他、必要な事項が生じた場合や、実施要領等を補完又は修正する必要がある場合には、市の公式ホームページ等を通じて公表・通知する。

14 審査書類等提出先及び問合せ先（担当課）

〒349-0215

埼玉県白岡市千駄野445番地（保健福祉総合センター はびすしらおか）

白岡市健康福祉部高齢介護課 地域支援担当

電話 0480-92-1111（代表）

0480-31-8208（直通）

E-mail koureikaigo@city.shiraoka.lg.jp